

令和3年度に実施する公認心理師現任者講習会のオンラインでの実施について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、会場に受講者と講師が参集して行う従来の方法に加え、オンラインでの実施を令和2年度に引き続き認めることとしたい。

2 オンラインでの実施に当たっての留意点

- (1) オンラインでの実施は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、特例として認めるものであること。また、現任者講習会実施要領に定める内容及び時間の縮減を認めるものではないこと。
- (2) 受講者が適切に講義を視聴したことを確認する手段を講じること。
- (3) 受講者が講義内容について質疑できる機会や環境を設けること。
- (4) 受講者側の通信環境が受講に適したものであるか、受講申込前に受講者自身で確認できるようにすること。さらに、ライブ配信を実施する場合は、実施者が安定的な通信環境を確保すること。
- (5) 実施者は、受講時の通信障害等のトラブルに対する照会窓口を設け、受講者に確実に周知すること。
- (6) 受講料設定に留意すること。
- (7) 自宅等においてオンラインでの受講が難しい受講者のために、可能な限り、講師が受講者に直接講義を行う従来の方法及び実施者が設置した会場において受講者がオンラインで受講する方法での実施も考慮すること。その際は、感染拡大のリスクを高める環境（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる）とならないように十分に対策を講じること。
- (8) オンラインでの実施を希望する実施者は、申請前に厚生労働省公認心理師制度推進室へメール連絡すること。